

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年8月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（7名）

加藤敬徳君	清水和弘君
金丸幸司君	滝川美幸君
清水正二君	有泉庸一郎君
内藤久歳君	

---

### 説明のため出席した者の職氏名

子育て健康 部 長	小宮山正美君	子育て支援 課 長	戸澤文香君
保育係長	伊藤敦君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	興石文明
書記	長田大地		

### 内容

- 1 甲斐市内私立保育園等の視察について（現地視察）（子育て支援課）
- 2 甲斐市立双葉西保育園の建替えについて（現地視察）（子育て支援課）
- 3 幼児教育・保育の無償化について（子育て支援課）
- 4 やまなし子育て応援事業の拡充について（子育て支援課）
- 5 その他

その他

開会 午前 9時25分

○書記（長田大地君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

初めに、資料の追加をお願いいたします。

別紙資料、こちらになります。市内保育園等位置図になります。よろしく願いをいたします。

それでは、本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 皆さん、おはようございます。

暑い中、早朝よりご苦労さまです。

きょうから各委員会が始まりますので、体調には十分気をつけていただいて、猛暑日も7月の下からお盆までか、13日まで十五、六日間続いたわけですので、それも一応お盆までという言葉にもあるように、そんな形で幾らかは過ごしやすくなってきたんですけども、そうはいつでもまだまだ暑い日が続きますので、何にしろ体調には留意してもらって、いろんな各委員会にも出席していただけるようよろしく、また、それできょうはよろしく1日お願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問を1回までとします。

念のため人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

---

○委員長（山本英俊君） それでは、これより次第の3に入ります。

（1）甲斐市内私立保育園等の視察について及び（2）甲斐市立双葉西保育園の建替えについては一括で行います。

両件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それではお諮りいたします。両件は、お手元に配付した委員派遣計画書により、委員の派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

（1）甲斐市内私立保育園等の視察について及び（2）甲斐市立双葉西保育園の建替えについて、担当より説明をお願いいたします。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

本日は、ことし4月に開園となりました市内私立小規模保育園のひよこ保育園と、私立保育園松島さくら保育園、また甲斐市立双葉西保育園の建設予定地の現地視察を午前にかけていただくことになっております。

先に、きょう別紙で配らせていただきました別紙資料位置図になりますが、こちらのほうをお願いいたします。

本日視察をいたします保育園の箇所になります。①から③のグレーの色塗り部分でございます。南側、竜王南小学校の近く、①小規模保育園ひよこ保育園、またその上になります②松島さくら保育園、その左側になりますが双葉西保育園、こちらのほうの現地視察になります。

それでは、現地に行く前に、資料に沿いまして概略の説明をさせていただきます。

まず、（１）ひよこ保育園改修工事について説明させていただきます。

別冊資料１ページをお願いいたします。

１、経緯でございますが、現在、山梨県及び本市において、未満児、ゼロ歳児から２歳児の保育ニーズは年々高まり続けております。今後、ふえ続けます保育ニーズに対しまして、民間事業主が既存の建物を一部改修して、新規で未満児を対象にした小規模保育事業所を開園し、平成31年４月から運営しております。

米印部分になりますが、小規模保育園事業所とは、未満児を対象とした定員が19名までの保育所を指します。

次の２、施設名及び所在地ですが、保育園の名称はひよこ保育園で、甲斐市篠原871番地２、榎の農協の近くになります。

３、事業主ですが、株式会社コバーズキッズ、所在地は甲斐市下今井89番地でございます。

４、定員は19名、ゼロ歳から２歳児までとなります。

５、施設の規模及び構造になりますが、（１）敷地面積262.27平米、約79坪。（２）建築年度、平成15年度に建築されました個人の店舗兼用住宅を活用しております。次に、（３）構造ですが、木造２階建て、１階部分を今回改修いたしまして小規模保育所として使用しております。（４）建築面積143.75平米、約44坪。（５）延べ床面積270.04平米、約82坪。１階部分、保育所部分になりますが、142.89平米、約43坪でございます。２階部分は住宅部分になりますので、保育所には直接関係はございませんが、127.15平米、約39坪となります。

資料２ページをお願いいたします。

平面図になりますが、詳細につきましては、この後の現地での説明とさせていただきます。

１ページに戻っていただきまして、６、改修費等になりますが、（１）総事業改修費156万4,905円、内訳としまして、ア、エアコン設置工事109万9,440円、イ、ひさし設置工事17万円、ウ、間仕切り内装設置工事15万5,000円、エ、カーテン設置工事14万465円となっております。（２）補助金名は保育対策総合支援事業費補助金のうち、保育所等改修費支援事業費（小規模保育改修費等）を活用いたしました。（３）補助事業費になりますが、国が２分の１、78万2,000円、また、市の負担としまして４分の１、39万1,000円で、合計117万3,000円の補助をいたしました。

7、事業の開始年月日になりますが、平成31年4月1日に開園をしております。

続きまして、松島さくら保育園新築工事について説明のほうをさせていただきます。

資料3ページをお願いいたします。

1、経緯でございますが、昭和50年に建設されました松島保育園は、耐震基準はクリアしておりましたが、建物の老朽化が著しく、また借地であったことから、建設予定地を旧敷島予定地の跡地と購入しました隣接地とし、土地を10年間無償提供いたしまして、民設民営での新たな保育園の建設及び運営を行う社会福祉法人等の募集を行うことといたしました。審査の結果、平成29年1月に、民設民営選定法人といたしまして、社会福祉法人さくら会に決定をいたしました。平成30年度に一般競争入札を行いまして、同年7月13日に、昭和建設工業・松島建設松島さくら保育園新築工事建設工事共同企業体に決定をいたしまして、保育園の建築を行い、平成31年4月から開園をしております。

2、施設名及び所在地でございますが、保育園名は松島さくら保育園、所在地は甲斐市中下条1839番地1でございます。

3、事業主ですが、社会福祉法人さくら会でございます。

4、定員は150名。

また、5、施設の規模及び構造ですが、(1)敷地面積3,467.02平米、約1,051坪。配置図は資料4ページ別添1になります。こちらのほうも説明につきましては、この後、現地へ行きますので、そちらでの説明とさせていただきます。

3ページに戻っていただきまして、次の(2)建築年度は平成30年度。(3)構造は鉄骨づくり2階建て。(4)建築面積704.67平米、約214坪。(5)延べ床面積1,095.31平米、約332坪。1階部分につきましては623.12平米、約189坪。また2階部分については472.19平米、約143坪。資料5ページ、6ページに平面図がございますが、こちらのほうも現地で図面を見ながら説明のほうをさせていただきたいと思っております。

もう一度3ページのほうにお戻りください。

6、工事費等になります。(1)総事業費は2億9,494万2,400円。(2)最終請負額としまして、2億8,434万2,400円でございます。(3)補助金名は保育所等整備交付金。(4)補助事業費は国が2分の1の1億3,590万9,000円、市は4分の1の補助になりまして6,795万4,000円、合計2億386万3,000円の補助額となりました。

7、事業開始年月日でございますが、平成31年4月1日に開園をしております。

また、ひよこ保育園、松島さくら保育園とも、国からの2分の1の補助を受けまして建設

されておりますが、実績に伴いまして返還金が生じておりますので、9月補正をお願いする予定でございます。

それでは、続きまして、(2)双葉西保育園の建替えにつきまして説明のほうをさせていただきますと思います。

厚生環境常任委員会の資料1ページになります。

1、現在までの経緯でございますが、平成30年度に園舎建設予定地の用地、宇津谷4558番地ほか4筆の購入を行いまして、あわせて購入予定地の物件移転補償を行いました。本年1月に建設予定地用地測量設計業務委託、また建設工事实設計業務委託等の契約を行いまして、現在、園舎設計業務を実施しているところであります。

2、園舎建設予定地でございますが、2ページをお願いいたします。

こちらの別添1になりますが、図面、向かって左側部分になります。敷地面積は約2,300平米、約700坪になりますが、建設予定地になります。北側にL字型の園舎を南東向きに建設する予定でございます。園庭を囲む形でメッシュフェンス、また、住宅に接する部分は防音壁効果のあるフェンスの設置を考えております。

資料1ページにお戻りください。

3、施設の概要になります。

鉄骨づくり2階建てを予定しております。建物面積約1,000平米、300坪、1階部分は約520平米、約160坪、2階部分は約480平米、約140坪を予定しております。

資料の3ページと4ページをお願いいたします。

こちらが平面図になります。3ページ、別添の2になりますが、園舎1階部分になります。園舎はL字型になりまして、図面右側、道路に面した部分が調理室になります。検収下処理室部分に搬入口があり、賄い材料等の業者の車が駐車できる箇所をドア外近くに設けております。短い距離での運搬ができる形となっております。

洗浄室左側にはエレベーターを設置しております。その横に一般トイレ、階段を設置しており、その隣には園舎北側から入る形でのエントランスが設けられております。エントランスから南側の園庭へ靴を持って出られるようになっております。

エントランス横には、来園者がすぐわかるように職員室を設置しております。職員室左側になりますが、遊戯室になります。北側部分に出入り口の設置をして、外から出入りができるようにすることで、選挙の際の投票所としての機能を備えるものと考えております。その下がすみれクラス、こちらは2歳児のクラスになります。その下がたんぽぽクラスのゼロ歳

児、1歳児クラスとなります。

4ページをお願いいたします。

別添3の資料になりますが、園舎2階部分になります。図面右側になりますが、1階調理室の上にプールの設置を考えております。階段を挟みまして、ばら、ゆり、ももクラスになります。双葉西保育園の特徴としまして、3歳から5歳児の縦割り保育を実施しており、建てかえ後も継続していきたいと考えております。そのため、3クラスとも同じ大きさの部屋となっております。

図面中央の丸部分でございますが、避難用の階段等の設置となりますが、建物の中央部分に出口を設置しまして、避難用の階段、滑り台の利用が短い距離でできるように設置を考えております。

資料1ページにお戻りください。

参考部分になりますが、所在地につきましては、宇津谷4542から4559番地への変更となります。敷地面積は若干広くなります。駐車場につきましては、先ほどの2ページの別添1をお願いいたします。図面の右側部分になりますが、現園舎部分になり、現状の駐車場よりも広くとれますが、道路からの高低差があるため、傾斜をつけた形での進入路の確保に面積を要するため、台数としましては現在と同じ45台になります。

駐車場予定地の道路沿い進入口部分になりますが、妙善寺の参道の北側に双葉第2分団第3部の消防ポンプ小屋を移転する予定でございます。

1ページにお戻りください。

参考表の園舎構造になりますが、鉄筋コンクリート2階建てから鉄骨づくり2階建てを予定しております。園舎延べ床面積になりますが、現園舎は外廊下となっており、雨風の際の衛生面や不便さを考慮し、園からの要望もあり、中廊下とすることから、現状より広い約1,000平米、300坪を予定しております。

次の基本方針になりますが、公立保育園であるため、地域の重要な公共施設であると位置づけ、選挙の投票所、一時避難場所等の活用を考慮した設計を考えております。また、公立保育園最後の建てかえでもあることから、現場の声を重視した設計としまして、園長、保育士、栄養士等の意見を反映した設計を考えております。また、本日、議員の皆様方には設計案の説明、また、この後の現地視察をしていただきまして、ご意見をいただきたいと思っております。また、少しでもご意見を反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、5、今後の予定であります、資料5ページをお願いいたします。別添4になり

ます。現在、園舎設計、消防ポンプ小屋の設計を進めておりまして、ことし11月ごろの予定で建築等の工事請負業者の入札、12月の議会におきまして議案として提出をさせていただきまして、議決後、来年1月ごろから工事にかかりまして、来年9月ごろ園舎の完成、その後、外構工事、令和3年4月開園を目指しております。移転後、令和3年度には現園舎の解体、また駐車場の整備を考えております。

以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

質疑については現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午後 1時28分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

午前中の現地視察、本当に暑い中ご苦労さまでした。

なお、小澤委員は早退の連絡がありましたので報告いたします。

これより、甲斐市内私立保育園等の視察について質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） きょう見せていただいたひよこ保育園、同じ規模で最近できたという  
と、この一覧をいただきましたけれども、この中でちょっと確認したいんですが、このげん  
きっこ双葉保育園と、もう一つのげんきっこ保育園と、ひよこ保育園と、この3つというこ  
と为什么呢、同じような規模で最近できたというところは。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今年度できました小規模保育園が2園ございまして、午前  
中視察をさせていただきましたひよこ保育園、またこちらのほうに載っておりますげんきっ

こ双葉保育園になります。敷島の給食センターの南側にありますげんきっこ保育園につきましては、以前から運営をさせていただいています、やはり同じ19人規模の小規模保育園となっております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 19人という枠なんですけれども、これどういったあれで19人なんですか。

○委員長（山本英俊君） 係長。

○保育係長（伊藤 敦君） そちらにつきましては、平成27年度から施行されました子ども・子育て支援法に基づく19人という数字の定義づけになっています。こちらに關しましての根拠というものはちょっと定かではないんですが、国の法律のもと全国一律小規模保育事業所のマックスが19人というように今、展開をされているところであります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今後なんですけれども、まだまだこういった形の小規模でというのはふえそうですか。何か、さっきの園長さんとかの方たちも何かまだつくるようなことを言っていましたけれども、予想というか、どんな感じでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 小規模保育園につきましては、ゼロから2歳児のお子様を対象にしております。現在3園、市内ではございますが、どれも3歳から5歳の、今年年長さんになったときの連携保育園というのが必要になりますので、ことし、ひよこ保育園、また、双葉のほうにげんきっこ双葉保育園をつくった際に、連携の保育園がちょっと難しいような状況の中やっとな確保できたという状況です。

ですので、今後、ゼロから2歳児、待機児童ということで騒がれてはおりますけれども、そのようなことを考えた中で、小規模保育園だけができるというのはちょっと厳しいような状況かと思われま。連携の保育園があるような状況の中では小規模保育園も可能かとは思いますが、現状ではゼロから2歳児だけをふやすということは、ちょっと市内では難しい状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ただ、そういったところは人数というか、あるわけですね。もし、ふえてきた場合にはどういった対応を考えて、受け入れるだけの枠というのは何とか確保で

きるような、何か方途というのがありますか、甲斐市としては。それとも、それはそのまま、じゃ、どこかにお願いするというような形になるのですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在、ゼロ歳から2歳児につきましては、ことしも公立保育園の遊戯室等の活用をする中で園児の確保をしまいいりました。また、ことし10月から保育料の無償化も始まることによって、どのぐらい園児がふえるかどうかはちょっと予想はできない状況ではございますが、また来年度、4月の受け入れの状況の中で公立保育園等の活用、また私立保育園につきましても確保の要請のほうはしまいいりたいと考えております。また、広域等も考えた、視野に入れた中での対応を甲斐市としては考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その幼児教育の無償化ですよね、保育料の無償化に伴って当然考えられたことなんですけれども、国としては何かそれに対して対応というのは何か言ってきていますでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国としましては、待機児童対応としまして、保育所等の整備交付金等の活用をしてくださいということの要請はございますが、それは以前からそれについてはございますので、継続したような状況の中での活用だと思えます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それは、待機児童がふえるであろうということも予想して、枠を普通の公立保育園の3歳から5歳のところもふやすような方向で考えてくださいという意味なんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 3歳から5歳児だけの保育園というのはいないんですけれども、ゼロ歳から5歳までを考えた中での保育園の建てかえですとか新築をふやしたりとか、そういうことを考えているかと思われまます。また、ゼロ歳から2歳につきましては、やはりどうしても1歳児というのが、需要が甲斐市につきましてのニーズが多い状況でございますので、小規模保育園が市内でも3園建ったというような状況かと思われまます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、ひよこ保育園の連携保育園で玉幡保育園と玉川保育園があるわけなんですけれども、優先的に入園ができますというような形になっているんですけれども、実際にはどういった優先になるんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 2歳から連携の保育園としまして玉川保育園、また玉幡保育園のほうの契約をさせていただいていますが、そのときに、いずれ保護者の考えの中で、例えば玉川保育園へ行きたいといった場合には、今、うちがゼロ歳が6人、1歳が9人、2歳が4人という枠を今、設けております。ただ、ことしにつきましてはちょっと1歳児が多いような状況の中で、2歳のお子さんが少し、若干少ないんですけれども、玉川保育園、玉幡保育園につきましては枠のほうを1人、2人あけていただいております、保護者の方が希望をすればそちらの保育園に入れるということです。

ですから、園が変わるといって、そこで改めて審査をすとかそういうのではなくて、保育の必要性さえ認められている状況であれば、そのままこの方が玉川保育園なり玉幡保育園を希望されれば、そちらのほうに優先に入れるという形になります。

ただ、保護者の方が別の保育園を希望したいという場合は、そちらのほうの別の保育園になるんですけれども、そこは保育の点数、指数が影響してきますので、ちょっとそちらのほうになると確約はできない状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） それは3歳に上がるときの選択肢でも同じようなことということでもあって、例えば1歳の途中でもそういうふうに移動ができたという、すみません、教えてください。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） ゼロ歳から2歳児まではひよこ保育園でお世話になっていただきまして、2歳から3歳へ上がる時のみでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） さくら保育園のことでお伺いしたいんですけれども、あそこの保育園は地元と一生懸命協働して、いろんなものを盛り上げたいということで、一生懸命頑張っている保育園だと思うんですが、よく見て、きょうもお神木があったんですけれども、あのお神木というのは保育園の管理なのか、市の管理なのか、神社の管理なのか。あのエリアとい

うのはどこが管理しているものですか。

きょう行ったら、結構木の下は非常にきれいになって、チップ化されていて、草も1本もなかったんですが、将来的にあれはどこが管理するものかなとちょっと不思議に思ったんですけれども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 整備等につきましては、あちらの松島さくら保育園を建てかえする際に外周等の工事はしていただきましたが、基本としましては、土地自体は甲斐市の土地になっておりますので、甲斐市の管理になると思われま。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうであればいいんですけれども、よく、あそこの誰がやるんだとか、草がそのままどんどん生えちゃうと。保育園のすぐ横でありますので、見た目が余りよくないとまずいかなということで質問させていただきました。

ちょっと確認なんだけれども、西側に砂場があったじゃないですか。あの辺がたしか発掘現場になったと思うんですが、以前も聞いたかもしれないけれども、今もう当然埋め戻されているということなんだけれども、結果何も出なかったということだったのでしょうか、何か出たということでしたか、覚えていますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 申しわけございません、何か出てきたことは確かなんですけれども、ただ、支障がないという形の中で建設のほうにはかからせていただいておりますので、確かに何かは出てきております。それは生涯学習課のほうで多分保存のほうはしていただいていると思います。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 余り問題なかったということは、多分大したものが出なかったということかもしれないですけれども、はい、わかりました。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ委員の質疑を終了にします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ひよこ保育園のことでちょっとお聞きしたいんですけども、この職員の人数が非常勤も含めて11人ということになっていますよね。こういう小規模の保育の場合は、市から何かこの補助とか何とかというのがあるんですか、保育所に対して。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 小規模の保育園につきましても、普通のゼロ歳から5歳児の保育園につきましても、全て公定価格で運営を行っております。それに対しまして、国から2分の1、また県のほうから4分の1、市のほうから残りの4分の1を運営費として補助をさせていただいております。

○議員（有泉庸一郎君） 普通の保育園と一緒にということなんですね、そういうあれ。そうでないと、あのぐらいの人数、19人以下の中で11人、これは非常勤も含まれているから11人ということになっていますけれども、とてもやっていけるのかなというような、この職員にもきちっとした給料なりを支払うことができるのかというのがちょっと心配になったので、今ちょっと聞いたんですけどもね。そういうその人数的に、この人数に対して幾らということが決まっているんですが、子供の人数に対して。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子供の年齢と、あと人数に対して公定価格がそれぞれ決まっております、それで全国一律での公定価格のルールになっております。

○委員長（山本英俊君） よろしいですか。

そのほかはよろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この位置図のところちょっと確認させてもらいたいんですけども、島上条公園を下ってきた右側に何かこういった保育施設があるようなことを聞いたんですけども、この位置図に載っていないんですけども、あそこの施設というのはどんな。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） たけのこ保育園という施設になるんですけども、こちらは企業内保育になります。武田印刷で運営をしている保育園になりますが、大体園児受け入れ数の半分ぐらいが企業内保育になっておりまして、半分ぐらいが地元地域枠の設定もされておりますので、一般の方も入れる形になっております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、企業内だからあくまでも、じゃ、そこに例えば希望する

という場合、市とか行政は関係なくて個人が直接という流れということですか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 企業主導型保育所の入園に関しまして、両親お2人が在職証明書という、いわゆる就労証明書を会社からもらえる場合に関しましては、市を通さずに直接保育園のほうに入所申し込みをすることになります。ただし、お母さんとかお父さん、どちらか一方が例えばお働きになっていない場合、そういったものに関しましては市のほうで保育の必要性の認定をしてから、保育園のほうに書類を提出していただくことになりますので、市のほうも状況によって関係してくるということになります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。はい、どうぞ。

○議員（齊藤芳夫君） ひよこ保育園へ行ったときに、園長さんも経営者の社長、経産省の登録おもてなし規格認定という話があったんだけど、この中身はどういうことをどういうふうな、要するに保育園というと厚労省と、基本的な考えがあるんだけど、この経産省の登録で何のメリットとかどういったことをどういうふうにという認定で、例えば何かの形の補助が出るとか何とか、そういったことはこっちではわからないんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） まことに申しわけございませんが、きょうひよこ保育園のほうに、何回かは行ってはいるんですけども、初めてちょっときょうのそのおもてなし規格認定というものの話をお伺いしまして、ちょっとこちらのほうで存じておりませんので、またあれですかね、確認をさせていただきまして、また後でご報告という形でもよろしいでしょうか。申しわけございません。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 環境のことでバイオマスのがいろいろある。あれも、実は文科省もあったり経産省もあったり、国土交通省もあったりという、申請する内容によって補助金の出どころが全部違うというのと、これが関係あるのかどうなのか、その辺のところをよく調べてもらって、例えばほかに今後こういうことをやりたいという人が、そういうのが参考になるとか、あるいは皆さんに相談があったときにわからないと困ると思うんで、よろしくお願いたいたいんだけど。

○子育て支援課長（戸澤文香君） わかりました。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市内私立保育園等の視察についてを終了いたします。

続いて、甲斐市立双葉西保育園の建替えについて質疑を行います。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市立双葉西保育園の建替えについてを終了いたします。

次に、（３）幼児教育・保育の無償化について、担当より説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） それでは、（３）幼児教育・保育の無償化についてご説明をさせていただきます。

資料６ページをお願いいたします。

まず、経緯でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年５月１７日に公布されたことによりまして、本年１０月から幼児教育の無償化が始まります。

２、幼児教育・保育の無償化ですが、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子供たちの利用料が無償化され、ゼロ歳から２歳児までの子供たちについては、市民税非課税世帯を対象としまして利用料が無償化されます。

３、無償化の対象となる施設、事業ですが、保育所、幼稚園、認定こども園等、また、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象となります。

４、無償化の概要としまして、保育料等の無償化対象者及び施設のフロー図は別添１のとおりになりますが、用語の説明としまして、１号認定の子供とは教育を希望する３歳以上児、また、２号認定の子供は保育を必要とする３歳以上児、３号認定の子供は保育を必要とする３歳未満児になります。

それでは、８ページをお願いいたします。

保育料利用料の無償化対象者になります。フロー図の左側が施設の区分になります。施設によって担当課が子育て支援課、学校教育課、福祉課に区分されます。左上になりますが、保育所、地域型保育、こちらは小規模保育所を指します。認定こども園の2号及び3号の園児になります。こちらに通っている園児の場合、矢印右になりますが、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯のみ保育料が無償になります。また、3歳から5歳児については、全ての子供の保育料が無償となります。担当課は子育て支援課になります。

次に、図左の上から2番目の区分になります。認定こども園1号、また新制度幼稚園になりますが、こちらに通っている園児の場合、矢印右になりますが、満3歳から5歳児は全ての子供の保育料が無償になります。

次の矢印右になりますが、認定こども園等に通いながら預かり保育事業を利用する場合は、保育の必要性がない場合は有料となり、保育の必要性がある場合は満3歳児、いわゆる3歳児クラスに入る前の園児については、住民税非課税世帯のみ預かり保育等が月額1万6,300円まで無償となります。また、3歳から5歳児については、預かり保育等が月額1万1,300円まで無償となります。担当課は子育て支援課になります。

次に、左側上から3番目、私学助成の幼稚園、担当課は学校教育課になります。こちらに通っている園児の場合、矢印右になりますが、満3歳から5歳児は全ての子供の保育料が月額2万5,700円まで無償となります。

次の、矢印右になりますが、私学助成の幼稚園に通いながら預かり保育事業を利用する場合は、保育の必要性がある場合、ない場合については、先ほどの認定こども園1号、また新制度幼稚園と同様の取り扱いになります。

次に、左側一番下、保育所等に通っていない子供たちになりますが、矢印右側右になります。保育の必要がない子供の場合、認可外保育施設等は利用料は有料となります。保育の必要性がある場合は、認可外保育施設で届け出済みの施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターを利用した場合、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯のみ利用料が月額4万2,000円まで無償となります。また、3歳から5歳児については、利用料が月額3万7,000円まで無償になります。

左下の米印になりますが、障害児通所施設を併用で利用する場合、両方とも無償化になります。担当課は福祉課になります。

6ページにお戻りください。

5番の無償化の影響による概算額になります。

(1) 保育料、令和元年度10月以降におけます無償化該当人数と金額になります。全体として該当する園児数は約1,920人、無償化となる保育料は約1億9,375万3,000円となります。内訳としまして、公立保育園は約520人、約5,355万3,000円となります。私立保育園等は約1,400人、約1億4,020万円となります。

次の、(2) 副食費になりますが、食材料費、ご飯、パンなどの主食費と、おかず、おやつなどの副食費は、これまで施設の徴収または保育料の一部として保護者が負担してきましたが、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、また、義務教育の学校給食やほかのこども医療費など社会保障分やこども医療費などの補助においても食事は自己負担とされていることから、無償化対象外として引き続き保護者が負担する費用といたします。

また、副食費の額は、国基準で2号認定の子供の副食費を公定価格において月額4,500円の負担としていることから、質の担保をされた給食を提供する上でも、この月額4,500円を目安と考えます。基本的な考え方は別添2のとおりとなります。9ページをお願いいたします。副食費の基本的な考え方になります。図の左になります。幼稚園、認定こども園の1号認定子供については、現在副食、主食とも園での実費負担となっており、無償化後も同様の実費徴収となります。

次に、保育所、認定こども園の2号、いわゆる保育を必要とする3歳から5歳児になりますが、現在は保育料と一緒に副食費を保育料として徴収しております。主食費については、持参するなどの実費での負担となっております。無償化後は保育料としていただいております副食費部分を保育料と切り離し、保育料は無償化となりますが副食費については主食とも実費負担となります。

図の右になりますが、保育所、小規模保育所の地域型保育、認定こども園の3号になりますが、保育を必要とするゼロ歳から2歳児の園児が対象となります。現在は副食、主食とも保育料として徴収しております。無償化後の扱いについても副食、主食とも保育料に含まれることから、非課税世帯の保育料が無償化となるため、園での実費徴収はないものとなります。

7ページにお戻りください。

上から4行目になりますが、令和元年度10月以降におけます副食費の実費徴収の対象者数と徴収金額になります。全体の対象人数は約1,000人、徴収金額は6カ月での合計になりますが、2,700万円になります。内訳ですが、公立保育園は約330人、徴収金額は891万円になります。また、私立保育園等は約670人、金額は1,809万円になります。

次に、国の基準に基づきます副食費免除対象者になります。1号認定、2号認定の副食費について年収360万円未満相当の世帯、また所得階層にかかわらず第3子以降の子供は全て免除になります。免除対象となる人数ですが、全体として約200人、対象費用は6カ月での合計として540万円となります。内訳ですが、公立保育園約100人で270万円、私立保育園等約100人で270万円となります。

次の、6、財源内訳になりますが、(1)保育料負担割合は、公立保育園、市が10分の10、また私立保育園等は国が2分の1、県は4分の1、市は4分の1となりますが、令和元年度分は全額国費負担となります。(2)副食費、アとしまして、公立保育園の副食費の月額国基準の4,500円とします。私立保育園等についても各施設において月額4,500円を目安に設定する予定でございます。イ、副食費は実費徴収の費目であるため、園での徴収が原則となります。公立保育園の徴収方法については現在検討中であります。ウ、副食費免除対象者における負担については、保育料に準じる形となります。公立保育園、市10分の10の負担となり、私立保育園等は国2分の1、県4分の1、市が4分の1の負担割合となります。ただし、令和元年度分は全額国費負担となります。

7の周知方法ですが、市内私立保育園等の園長向けの説明会を開催いたしまして、保護者向けチラシの配布を依頼いたしました。また、8月号の広報では既にお知らせをしたところでもあります。9月号の広報、ウェブサイトへの掲載については、現在準備を進めているところであります。

また、今回の保育料の無償化に伴います条例の改正及び補正の対応を9月議会に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。  
谷口委員。

○委員（谷口和男君） 保育の無償化についてちょっと伺いたいですけれども、保育料は無償化になるんですけれども、副食費、それが実費負担になるところが出てくるということで、階層によって現在の保育料より高くなるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 甲斐市におきましては逆転現象は生じない形になります。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それと、今年度は全額国の負担ということでなっているんですけども、来年度から公立保育園が10分の10市の負担と、私立保育園が4分の1市の負担という形で書いてあるんですけども、実は、地方交付税の基準額がありますよね、基準財政需要額ですか、そちらのほうに保育料の負担分というのはのせることができるんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 来年度の算定につきましては、まだ国のほうから指針が来ておりませんが、ただ、概略的な資料の中で読み取れますのが、消費税の増税部分が2%上がる形になりますけれども、そこが保育料の無償化の部分に当たりまして、残りにつきましては、足りない部分を基準財政需要額の中で地方交付税として入ってくるという形で、お話のほうは資料としては来ておりますが、ただ、どういう形で計算式、算定が行われるかはまだ定かではございません。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 基準財政額のほうに入るかどうかはまだわからないということですね。入った場合、地方交付税が増額になるというふうに考えてよろしいですか、その部分が。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 基準財政の中には入ってくることは確かではございますが、ただ、算定方法についてはまだこちらのほうにはお示しができない状況でございます。ただ、その部分につきましては、地方交付税のほう甲斐市の場合は増額されるであろうと考えております。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと国に対しての意見になるんですけども、保育の無償化ということであれば、今まで保育料に含まれていた副食費ですか、そちらのほうも無償化すべきだとは思いますが、一応そういうふうに要望を上げていただければと思います。

○委員長（山本英俊君） 要望ということで、わかりました。

そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） それぞれ人数も出たり費用も出たりということなんですけれども、前に6月の質問のときにいろいろお聞きしました。今年度10月から国の負担になるということで、市の予算が組んで、当時は組んであるわけですね、年度当初に。10月から無償化になることによって、市の財政がどのくらい軽減するかという話をさせていただきました。そ

のときに1億2,000万、要するに予算比で減になるという話をしていましたけれども、この表には全く載っていない部分ですよ。どのくらい負担が減るのか、半年間だけです。それで、じゃ、その予算をどういうふうに振り分けるかというふうな話もさせていただいたんですが、まずは1億2,000万浮くということが、それから事情が変わっていますか、それとも変わっていませんか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育料につきましては、保育料が減ってくる中で、一応公立保育園につきましては、5番のところに載っております公立保育園の部分5,355万3,000円、また私立保育園につきましては、1億4,000万のうち市の負担分が4分の1という形ですので、その部分はことしにつきましては国のほうから10分の10来るということで、その部分は浮いてくるとは考えられますが、ただ保育料自体が今度徴収できないということになりますので、実際にどのぐらいの差が出るかというのは、すみません、今ちょっと試算しておりませんのでお答えできないんですけれども、今そのような状況でございます。すみません。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そのときも聞いたんですけれども、じゃ、その軽減になった予算をどうやって、そのまま基金として持っていっちゃうのか、子育てのほうに使うのかとか、部長自身が答えられない部分があるかと思うんですが、まだいまだにその方針というか、減ったままでいっちゃうのかどうするかとかいう、そのおおまかな方針というのはまだ出ていませんか。

○委員長（山本英俊君） 部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） 1億2,000万浮くというふうな形で、それを何かに活用できればいいというふうな考えもあるんですけれども、まだその浮いた分をどのように使うかという話は具体的には実際のところされておられません。今後、ちょっとそれも含めて検討もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 別な話になります。

副食費、要するに通園バス代とか旅行の費用とか、これもまたたしか副食費に含まれるということなんです、今4,500円ということですよ。今の公立保育園の副食費というのは、

平均してやっぱり4,500円ぐらいなんですか、公立は、副食費。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今、賄い材料費として予算計上されておりますのが、3歳から5歳児につきましては6,000円、また、ゼロ歳から2歳児につきましては9,000円という形の中で予算計上のほうはさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、この4,500円というのは、今の7,000円とか9,000円とかいう値段とちょっと違っているんですが、この辺はどういうふうに理解すればいいのかな。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在も公定価格の中に副食費として4,500円という国の基準の中で入ってきておりますので、今回4,500円分については保護者のほうからの負担を求めるといことですので、今までかかっていた賄い材料費から4,500円分が保護者から今度はいただけるということになりますので、市としてはその分が多くもらえるというか、保護者のほうからの負担をいただけるという形になります。ですので、賄い材料費の金額としてはそのまま変わらずにやれる形がとれると思います。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちなみに今、公立の保育園のほうを言いましたけれども、私立保育園もある程度調査されていると思うんですよ。それも同程度のやっぱり副食費、保護者負担も含めてちょっとご紹介いただけるとありがたいのですが。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 私立保育園のほうに関しまして、私たちのほうで知る範囲ですけれども、基本的には4,500円をベースにしているという保育園がほとんどであります。中には4,000円という設定をしているところもあれば、5,000円という設定をしている保育園もあります。

5,000円という副食費を設定している保育園に関しましては、今回の無償化に伴い5,000円に上げたということではなく、従前から5,000円という金額設定をしていたということで、そちらのほうは保護者のほうに説明をした上で、合意をさせていただいた上で運営するのであれば、それは便乗値上げじゃないですよなんていう県の見解もいただいたところでありましたので、中には5,000円という副食費で運営をしている保育園が2園ほどあるというふうな話を聞いているところでもあります。

以上です。

○委員（五味武彦君） いいです。

○委員長（山本英俊君） そのほか、委員の質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 無償化の対象になる事業の中にファミリーサポートセンター事業がありますけれども、これに関してはどんなことが決まっていますでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） ファミリーサポートセンター事業につきましても、保育の必要性のあるお子様の場合のみ無償化となります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 700円が今500円ですよ、1時間。それが全く無償化になるという。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） はい、そうですね。3歳から5歳児のお子様は保育の必要性が認められる中で利用した場合には、その分が無償になります。ただ、限度額がございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その限度額はどのぐらいになるのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 申しわけございません。資料の8ページをごらんいただければ、そちらの表のほうに載っておりますが、一番下のところになります。ファミリーサポートセンター事業の場合は、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯のみが対象になりますが、月額合計4万2,000円まで無償、また、3歳から5歳児につきましては月額3万7,000円までが無償となる形になります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、かなり無償化のあれって、もし、今までは使っていないけれども、こういったものも使えるということになると、ふえる可能性はやっぱりありますよね。ファミリーサポートに関しては、そういったことは何か予定していますでしょうか。考えていますか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） ファミリーサポートセンターの利用のほうに関しまして、ちよっ

と補足というような形になってしまうのかもしれないんですけども、今、幼稚園のほうに行かれています、いわゆるお預けをする時間帯が短い方、その方が保育の必要性の認定をとった場合に、幼稚園とあわせてファミリーサポートセンター等を使用することができます。

そういった場合の保育料の限度額に関しましては、3歳から5歳児のほうは月額1万1,300円ということになります。全く保育所に通っていない場合、そういった場合で保育の必要性の認定がある方に関しまして、3歳から5歳児に関しましては月額が3万7,000円限度額ということになっていまして、ただ、現在ちょっと保育所に通っていない方、いわゆる、今、認可外保育施設にそのまま通っている方で、保育の必要性がある方がどれくらいいるかというのが、ちょっと把握が今できていない状況であります。

また、幼稚園のほうに関しましても、どれくらい、今、幼稚園に行っている方がこういったファミリーサポートセンターを使うかどうかということが、そもそも短時間のお預けで構わないという方が幼稚園のほうを何か選んでいるというようなことも考えれば、余り影響は出ないのかなというふうにはちょっと考えているところではあるんですが、いかにせんちょっと無償化ということになりまして、どれくらいニーズが高まるかというのはちょっとわからないところではあります、どれくらい高まる傾向になるかということ自体の把握は、今ちょっとつかめていない状況ではあります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） まだ認可外保育園に預けられている子供はいいんですけども、まるっきり保育園にも何も行っていないという、そういう子供さんがいないとは言えないと思うんですよね。そういうのというのは把握はされていますか。もしわかれば、何人くらいいるのか教えてください。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 3歳から5歳児の無償化の対象になるお子様たちだけ考えますと、大体1学年が700人と考えますと、4月1日現在の保育園の園児数でございますが、3歳児につきましては、未移行の幼稚園も含めた中で699名が保育園なり、また幼稚園、認定こども園等に通っている状況でございます。また、4歳児につきましては680名、また、5歳児につきましては650名という形の中で、私どもが把握している中では、やはり98%くらいはお子様たち、どこかどこかの施設のほうに通っていらっしゃるのではないかと思います。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ほぼ100%に近いわけなんですけれども、それでももしかしたらいるかもしれないという、ひっかからないというか、そういうお子さんもいるかもしれないですよ。それに関しては何か手だてはありますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育園に通うとか幼稚園に通うということにつきましては、保護者の意思に伴うものでございますが、ただ今回の無償化に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、広報またウェブサイト等でも周知のほうは徹底しております。

また、無認可の保育園につきましても、子育て支援課の担当のほうから説明のほうに伺いまして、今回無償化になるということの中で、該当ができるお子様については申請のほうをしてくださという説明のほうはしておりますので、そのような形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 質疑のほうはいかがでしょう。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません。

周知方法のことでお伺いしたいんですけれども、その該当する親御さんについての直接的な、例えば通知方法、今どのようになっているかちょっと公立、私立も含めて構わないんですけれども、お調べになって多分該当者も判明していると思うんですよ。その親御さんに対して10月からこうなりますよとか、そういうものを個々に発送しているのか、それとも保育所任せなのか、この辺はどんなぐあいになっているんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育て支援課のほうからチラシのほうをもうつくりまして、既に園のほうには私立、公立全ての園のほうに、保護者宛てに配布していただけますようお願いはしているところでございます。そのほかにつきましても全て、園を通しまして、こちらのほうからチラシのほうを配らせていただいている状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一回言ってください。チラシを園を通じて保護者に配っていると。それは完全に親御さんまでに到達したかどうかはわかりませんよね。最後の念押しでそういうことはしていないのでしょうか。そこまでは丁寧にしていないのかな。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） どちらの園の保護者の方も今回の無償化に関しましては、いろいろとご質問があるとはございます。各園の園長のほうには、私立も含めまして、説明のほうをさせていただきまして、保護者のほうへの説明をお願いしております。

また、8月の終わりから9月の頭にかけて、9月にいつも保育料の算定替えがございます。その時点で9月から無償化になりますということのご案内はさせていただきます。それで9月の終わりごろですか、今度10月の無償化のゼロ円という形での通知のほうも差し上げる形をとりますので、そちらのほうで保護者一人一人には行き渡る形にはなっております。ただ、園長のほうには徹底して周知のほうをお願いをして、依頼のほうをお願いしている状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） じゃ、最終的にはその始まる前には、保護者のほうにも必ずそういう変更、変更というか無償化に関するお知らせは行くということでしょうか。

公立の場合はそれはそれで指示系統がはっきりしているんですが、特に心配なのは私立系。認可外保育もいろんなところを含めて、この辺が徹底されているかどうか。ここら辺がちょっと心配なので、引き続きフォローをお願いしたいということで、これは要望で構いませんから、お願いいたします。

○委員長（山本英俊君） そのほかなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 8ページのこの無償化に伴う対象者のあれを見ると、私ちょっと疎くてすみません。この保育の必要性なし・あり、これの判断の基準とか、あるいは誰がどういう判断をして、どういうふうにといい、今もやっているということなのか、それともこれが新しくこういうふうに判断をするということになったのか、そこいら辺はどうですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育の必要性のある・なしにつきましては、現在も保育の認定をしている基準があるんですけども、それと同じ基準でしております。ですので、保護者が就労していることとか、あとは病気であった場合とか、そういうものも加味された形の中での保育の必要性を、同じように基準で決めております。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） ということは、希望があっても希望どおりにいかないで、例えば必要

なしという判定を今でもしているということでしょう。そうすると、それでもお願いしたいというときは全部有料という話になっているよね。だから、それは申し込みのあった親御さんたちと子育て支援でよく話し合っ、最終的に決めているということですよ。ということですね。

それで、今も出ていたけれども、認可外の場合の例えばゼロ歳から2歳児で4万2,000円まで、3歳から5歳児で3万7,000円までとなっているけれども、ここは現状どのぐらいかかっているのか、1人当たり。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 先ほどの保育の必要性のある・なしに関しましてですけれども、保育の必要性につきましては、現在も就労または妊娠・出産・育児の休業取得中ですか、そういう形での条件がございます。もしも保育の必要性がない方の場合に、でも3歳から5歳児のお子様をお持ちの場合は、幼稚園ですとか、要は保育ではなくて教育の部門のところに預けていただければ、そちらのほうも同じように今回の無償化の対象になります。

また、認可外保育園につきましては、この月額限度額が3万7,000円、4万2,000円と決まっておりますが、実際に認可外の保育施設がどのぐらいの利用料をいただいているかというのは、ちょっと申しわけございません、こちらのほうでは把握しておりません。申しわけございません。ただ、企業内保育とかでこの前、先ほどたけのこさんですとか、上がったところはパンフレットを見させていただいたところ、月額2万3,000円という形になっておりますので、この中には十分入っているのではないかと思います。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、幼児教育・保育の無償化についてを終了します。

次に、（4）やまなし子育て応援事業の拡充について、担当より説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） それでは、続きまして、やまなし子育て応援事業の拡充についてご説明をいたします。

資料の10ページをお願いいたします。

まず、1、やまなし子育て応援事業についてですが、県では、子育て世帯の仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、経済的な負担を軽減することを目的とし、世帯の第

2子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対しまして、補助金を交付するやまなし子育て応援事業補助金交付要綱を平成28年度に制定いたしました。県単独事業でございます。

次の、2の対象児童としまして、次のとおりの条件を全て満たす児童となります。まず、ゼロ、1、2歳児のうち、保育が必要ないいわゆる3号認定の子供であって、かつ世帯の第2子以降の子供であって、世帯の市町村民税、所得税課税額が16万9,000円未満、年収約640万未満相当の世帯の子供となります。

3の交付額の算定方法ですが、保育料を無料化した経費を対象経費といたしまして、2分の1を乗じた額が交付されます。県が2分の1、市が2分の1の負担となります。

4、本市の状況ですが、本市では同補助金を活用した補助対象者の保育料軽減措置を平成28年4月から実施しております。平成30年度の実績になりますが、補助対象者数は420人、県からの補助金交付額は1,942万1,000円でした。

5の現状の制度の問題点としまして、現状の制度において2歳児クラスの園児においては、3歳の誕生日をもって保育料の無償が終了となるため、年度の早い時期に3歳になった園児については早い時期に保育料が発生してしまいましたが、年度末近くに生まれた園児については、ほぼ1年間保育料が無償になるとした不均衡が生じております。

6、幼児教育・保育の無償化に伴う問題点としまして、本年10月から3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化が始まります。2号認定の子供、いわゆる保育を必要とする3歳から5歳児及び障害児通所支援施設等を利用している子供については、3歳児クラスから10月からの保育料の無償化の対象になるため、無償化の空白期間が発生し、切れ目のない子育て支援の実施が不可能となります。

資料の12ページをお願いいたします。

「現在のやまなし子育て応援事業の条件に該当する子ども」の説明図になります。上段部分になります。保育所、認定こども園（保育園部分）等に通う子供になります。現在のやまなし子育て応援事業では、2歳児クラスのうち2歳の誕生日を迎えた園児については保育料が発生をいたします。そのため、10月から始まります幼児教育無償化の対象が3歳児クラスからとなるため、四角く赤で囲んだ部分につきましては無償化の空白期間となってしまいます。そのため、事業の拡充を今回行うことで切れ目のない無償化が行われることとなります。

11ページにお戻りください。

上から3行目になります。また、今回の無償化に伴います預かり保育についても、先ほどと同様、3歳児クラスから無償化の対象となるため、満3歳児から幼稚園、こども園（幼稚園部分）の利用の対象となる1号認定の子供、いわゆる教育を希望する満3歳児から5歳児に空白期間が生じることとなります。

7、費用負担における問題点ではありますが、県では要綱を改正、本年10月1日施行し、3歳の誕生日を迎えた最初の3月31日年度末までを無償化の対象にすることを検討しております。その場合、今年度、新たに市で対応する費用負担が発生することとなります。費用負担子育て支援課分は概算で900万円となります。負担割合は県が2分の1、市が2分の1であるため、市としては450万円の負担となります。

なお、これに伴います増額補正を9月議会にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の、8、本市の対応ですが、県の施策にあわせて事業を実施するかは各市町村の判断となりますが、本市においても切れ目のない子育て支援を行うため、県の対応にあわせて第2子以降の子供に対し、3歳の誕生日を迎えて最初の3月31日（年度末）までを無償化とする対応を行い、補助金申請を県に対して行いたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、やまなし子育て応援事業拡充についてを終了いたします。

続いて、子育て支援課関係の、その他を行います。

委員より子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で子育て支援関係のその他を終了します。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 次に、事務局よりその他何かありましたらお願いいたします。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ほかになければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時32分